

南種子町施設等特定公募型ネーミングライツスポンサー募集要領

南種子町では、町有財産を有効活用し公共施設等の魅力向上に努めるとともに、官民連携による地域活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的として、南種子町ネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。

なお、この募集要領に定めるもののほか、本町におけるネーミングライツの付与については、南種子町ネーミングライツ事業実施要綱に定めるとおりとします。

1 目的

民間事業者により町有施設の愛称を決定する権利を付与し、その対価を施設の運営・維持管理費用に充てることで、町民サービスの向上を図ります。

2 募集を行う施設

(1) 対象施設及び基準価格

ネーミングライツスポンサーに選ばれた場合に支払うネーミングライツ料を年額(1万円単位)で提案してください。町が希望するネーミングライツ料の基準価格は以下のとおりです。

施設名	住所	基準価格※	施設所管課
恵美之江展望公園	南種子町平山 1352 番地 27	50 万円／年	企画課
長谷展望公園	南種子町平山 4680 番地 11	40 万円／年	企画課
観光物産館	南種子町中之上 2420 番地 2	30 万円／年	企画課
自然の家	南種子町島間 5660 番地 2	20 万円／年	社会教育課
河内温泉センター	南種子町中之上 341 番地	20 万円／年	町民福祉課
宇宙ヶ丘公園	南種子町中之下 1937 番地 37	30 万円／年	建設課
健康公園 野球場	南種子町中之上 1721 番地 59	30 万円／年	社会教育課

※ 消費税及び地方消費税が別途加算されます。また、年度途中からの契約となった場合、命名権料は月割計算となります。

(2) 希望契約期間

原則 3 年以上 5 年以下の期間とします。

(3) 応募資格

応募資格を有する者は法人に限るものとし、南種子町ネーミングライツ事業実施要綱第 4 条に該当しないものとします。

(4) 契約に伴う費用負担

費用負担の区分	町	スポンサー
ネーミングライツ料の支払		○
敷地内外の表示変更(施設看板、道路標識等)※1		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物及び町ホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地内外の表示の変更や新規看板等の設置については、町、関係機関等と協議のうえ決定をします。

※2 残部数や切替え時期等を考慮し、協議のうえ決定します。

3 募集期間及び応募時の提出方法

(1) 募集期間

随時募集中です。

(2) 提出書類

- ① 南種子町ネーミングライツ事業申込書（別紙第1号様式）
- ② 法人等概要調書（別紙第2号様式）
- ③ 誓約書（別紙第3号様式）
- ④ その他町長が必要と認めるもの

(3) 提出方法

郵送又は持参にて南種子町役場総務課管財係へ申込みをお願いいたします。応募申込書については、窓口で配付するほか町ホームページからダウンロードすることが可能です。

※ 持参の場合：土日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで

(4) 注意事項

- ① 提出にあたっては、本要領のほか、南種子町ネーミングライツ事業実施要綱の内容をご承知いただいたものとします。
- ② 誤字・脱字等の軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提出に要する費用は、申込者の負担となります。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。

4 選定の方法

(1) 南種子町ネーミングライツ事業審査委員会において審査を行います。

なお、結果については採用者にのみ文書で通知します。

(2) スポンサーとして適正であると判断された応募者と、契約に関する必要事項について協議を行った後、スポンサーを決定します。

5 契約の締結

スポンサーの決定後、町とスポンサーの間で契約を締結します。

6 契約の解除

原則として、契約期間内において契約を解除することはできません。ただし、指定した期日までにネーミングライツ料の支払がないとき、又はスポンサーの信用失墜行為等により当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、町は契約終了期日を待たず契約を解除できるものとします。この場合において、原状回復に係る経費は、スポンサーの全額負担とします。

7 問合せ・申込み先

〒891-3792 南種子町中之上 2793-1

南種子町役場 総務課管財係

電話 : 0997-26-1111 (内線 109)

FAX : 0997-26-0708

E-mail : kanzai3@town.minamitane.lg.jp